

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**規 則**

- 福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則 三〇〇
- 福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則 三〇〇
- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件四件 三〇三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三〇三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三〇三
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三〇三

## 規 則

福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則及び福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月十九日

### 福島県規則第三十七号

#### 福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県給水施設等条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

- 第十七条第一号を次のように改める。
- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 第十八条第一項中「一年に一回」を「毎年一回以上定期に」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第三十八号

#### 福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

福島ロボットテストフィールド条例施行規則（平成三十年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表研究棟附属設備の部3Dプリンタ①の項中「一、一〇〇円」を「九二〇円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（産業創出課ロボット産業推進室）

## 告 示

### 福島県告示第三百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン新上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四〇番地ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

#### （変更前）株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

フラワーショップまがみ

馬 上 光 子

福島県いわき市小川町下小川字上ノ台二三

株式会社コスモネット

代表取締役 三上 明

京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町六八九番地

#### （変更後）

株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

（食品生活衛生課）

福島県郡山市朝日二丁目一八番二号  
フラワーショップまがみ  
馬上 光子  
福島県いわき市小川町下小川字上ノ台二三

変更した年月日

平成三十年四月三十日

届出年月日

令和元年十一月七日

届出をした者

株式会社ヨークベニマル

リコーリース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十一月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品富田店 福島県郡山市富田町字西町下一番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島一二九三番地

山一ベジフル株式会社

代表取締役 増岡 芳文

福島県郡山市大槻町字向原一一四番地

(変更後)

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島一二九三番地

株式会社ランドエルHD

代表取締役 宗像 寛

福島県郡山市字山崎三〇五番地の六五

三 変更した年月日

平成二十四年七月一日

届出年月日

令和元年十一月八日

届出をした者

株式会社カワチ薬品

有限会社ワイズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十一月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品安積店 福島県郡山市安積町荒井字雁股八番一〇一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島一二九三番地

山一ベジフル株式会社

代表取締役 増岡 芳文

福島県郡山市大槻町字向原一一四番地

(変更後)

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島一二九三番地

株式会社ランドエルHD

代表取締役 宗像 寛

福島県郡山市字山崎三〇五番地の六五

三 変更した年月日

平成二十四年七月一日

届出年月日

令和元年十一月八日

届出をした者

株式会社カワチ薬品

福島県告示第三百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
令和元年十一月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社カワチ薬品須賀川店 福島県須賀川市陣場町一番地ほか

二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二  
栃木県小山市大字卒島一二九三番地  
山一ベジフル株式会社

代表取締役 増岡 芳文  
福島県郡山市大槻町字向原一一四番地

（変更後）株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二  
栃木県小山市大字卒島一二九三番地  
株式会社ランドエルHD

代表取締役 宗像 寛  
福島県郡山市字山崎三〇五番地の六五

三 変更した年月日  
平成二十四年七月一日

四 届出年月日  
令和元年十一月八日

五 届出をした者  
株式会社カワチ薬品

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十一月十九日から同年十二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづく

（商業まちづくり課）

り課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
令和元年十一月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）アメリカ屋矢野目店、眼鏡市場福島店 福島県福島市南矢野目谷地七〇番地

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
令和元年十一月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名  
加藤純 大森ハツネ 小池清記 目黒清治 目黒重夫

二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第千五百六十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第三百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
令和元年十一月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 双葉町

二 都市計画事業の種類及び名称 双葉都市計画下水道事業（双葉町公共下水道）

三 事業認可の年月日 昭和五十六年二月十二日

四 事業施行期間 昭和五十六年二月十二日から令和八年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十年福島県告示第百七十五号）の事業地に双葉町大字中野字竹ノ花の一部の区域を加える。

使用の部分

都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成二十年福島県告示第五百七十五号）の事業地に双葉町大字長塚字深谷の一部の区域を加える。

同事業地のうち、双葉町大字両竹字花ノ木及び字農師町、大字中浜字木町、字西川原、字南原及び字南川原、大字中野字竹ノ花、字宮ノ脇、字渋江、字高田、字谷地前及び字羽山前並びに大字長塚字寺内さく及び字寺内前の各一部の区域を削る。

（下水道課）